久留米市建築物耐震改修促進計画

久留米市

《《《　目　次　》》》

第１章　建築物耐震改修促進計画の趣旨

Ⅰ．計画策定の目的・・・

第１章　建築物耐震改修促進計画の趣旨

Ⅰ．計画策定の目的

地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するために、既存建築物の耐震診断や耐震改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」に基づき、「久留米市耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）」を策定する。

Ⅱ．耐震化を取り巻く社会動向

１）建築物の耐震に関する施策の変遷

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震化に関する施策の変遷を時系列で整理すると以下のとおりとなる。

昭和４３年の十勝沖地震及び昭和５３年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和５６年６月に新耐震基準が施行、同様に平成７年に発生した阪神･淡路大震災を契機として、同年１２月に耐震改修促進法が施行されている。また、福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成１８年１月に耐震改修促進法が改正され、計画的な耐震化の推進に向けて国は同法第４条に定められた基本方針（以下、「国の基本方針」という。）、都道府県及び市長村は同法第５条及び第６条に定められた耐震改修促進計画を策定することとなった。

さらに、平成２３年に発生した東日本大震災を契機として、平成２５年１１月に耐震改修促進法が改正された。また、平成３０年の大阪府北部地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、平成３１年１月に耐震改修促進法施行令が改正された。



２）耐震改修促進法改正の概要

耐震改修促進法の制定（平成７年１０月）

新潟県中越地震や福岡県西方沖地震など大地震の頻発
どこで地震が発生してもおかしくない状況

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生の切迫性
いつ地震が発生してもおかしくない状況

中央防災会議「地震防災戦略」
東海・東南海・南海地震の
死者数等を１０年後に半減

地震防災推進会議の提言
住宅及び特定建築物の耐震化率の目標
約７５%→９割

耐震改修促進法の改正（平成１８年１月）

- 計画的な耐震化の推進
- 建築物に対する指導等の強化
- 支援措置の拡充

南海トラフの巨大地震や首都直下地震が最大規模で発生した場合、
東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害の発生がほぼ確実視
※南海トラフ被害想定（H２４.８内閣府）
物的被害約９４～２４０万棟、死者約３～３２万人

社会資本整備審議会（第一次答申）～住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方～
〇支援策の充実　　〇耐震診断の徹底　等

耐震改修促進法の改正（平成２５年１１月）
耐震改修促進法施行令の改正（平成３１年１月）

建築物耐震化促進のための規制強化

〇耐震診断の義務化・診断結果の公表
- ・要緊急安全確認大規模建築物（大規模特定建築物）
- ・要安全確認計画記載建築物（通行障害建築物、防災拠点建築物）
 ※通行障害建築物の要件に一定規模の組積造の塀が追加（H３１．１）

〇すべての建築物の耐震化促進
- ・耐震診断、必要に応じた耐震改修の努力義務

建築物耐震化の円滑な促進のための措置

〇耐震改修計画の認定基準の緩和、容積率・建ぺい率の特例
〇区分所有建築物の耐震改修の必要性にかかる認定
〇耐震性にかかる表示制度の創設

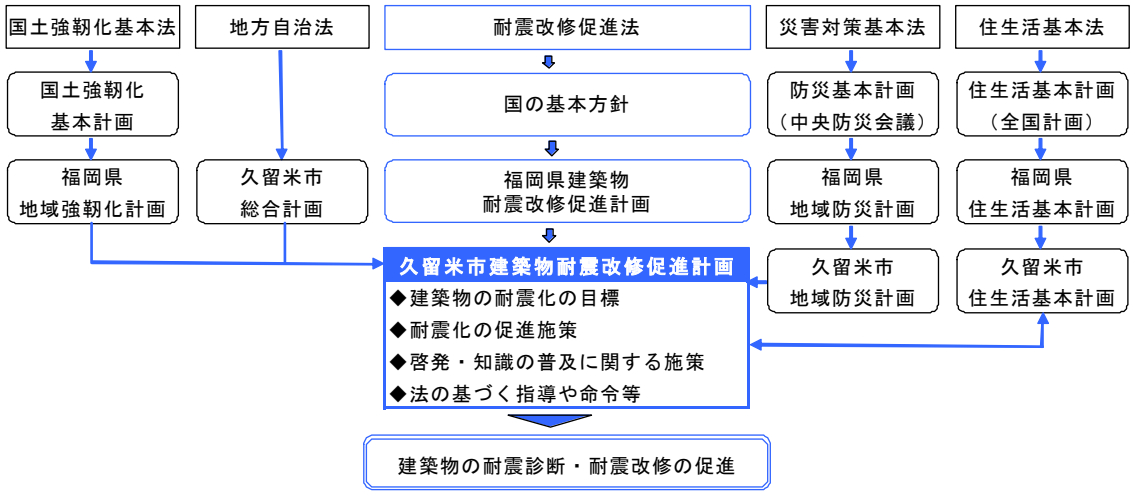
Ⅲ．計画の位置づけ

１）位置づけと役割

計画の位置づけと役割

本計画は、耐震改修促進法第６条第１項に基づいて策定するもので、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などの事項を定め、久留米市内の耐震診断・耐震改修の促進に関する施策の方向性を示す計画として位置付ける。

計画の推進にあたっては、「久留米市地域防災計画」等に定められている防災関連施策との整合を図るものとする。



２）計画の期間

計画の期間

◆計画の期間は令和９年度から令和 17 年度までとする。
◆必要に応じて計画の見直しを行う。

３）計画の構成

計画の構成

１．建築物耐震改修促進計画の趣旨
２．久留米市における耐震化の現状と課題
３．耐震化の目標設定
４．目標達成のための施策展開
５．計画の実現に向けて

第２章　久留米市における耐震化の現状と課題

Ⅰ．想定される地震規模と被害の想定

１）想定される地震の概要

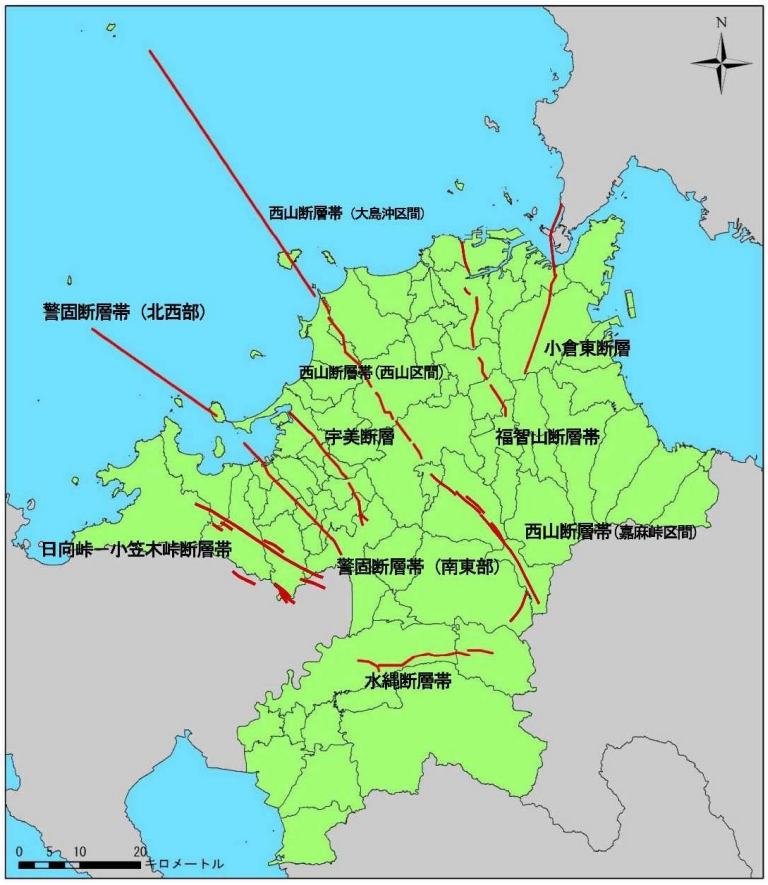
(1) 久留米市における既往地震

久留米市における既往地震の概要は下表のとおりである。平成１７年３月２０日に発生した福岡県西方沖地震では、久留米市内でも被害が発生した。

年月日	名称・地域	地震規模（震度）	被害の概要
明治　５年　３月１４日	浜田地震	Ｍ７．１	液状化による被害
平成　８年１０月１９日	日向灘	Ｍ６．６（震度４）	―――――
平成　８年１２月　３日	日向灘	Ｍ６．６（震度３）	―――――
平成１７年　３月２０日	福岡県西方沖	Ｍ７．０（震度５強）	１棟（納屋、一部損壊）
平成２８年　４月１４日 平成２８年　４月１６日	熊本県熊本地方	Ｍ６．５（震度５強） Ｍ７．３（震度５強）	―――――

(2) 久留米市における想定地震

福岡県地域防災計画に示されている、福岡県で確認されている活断層の位置を下図に示す。

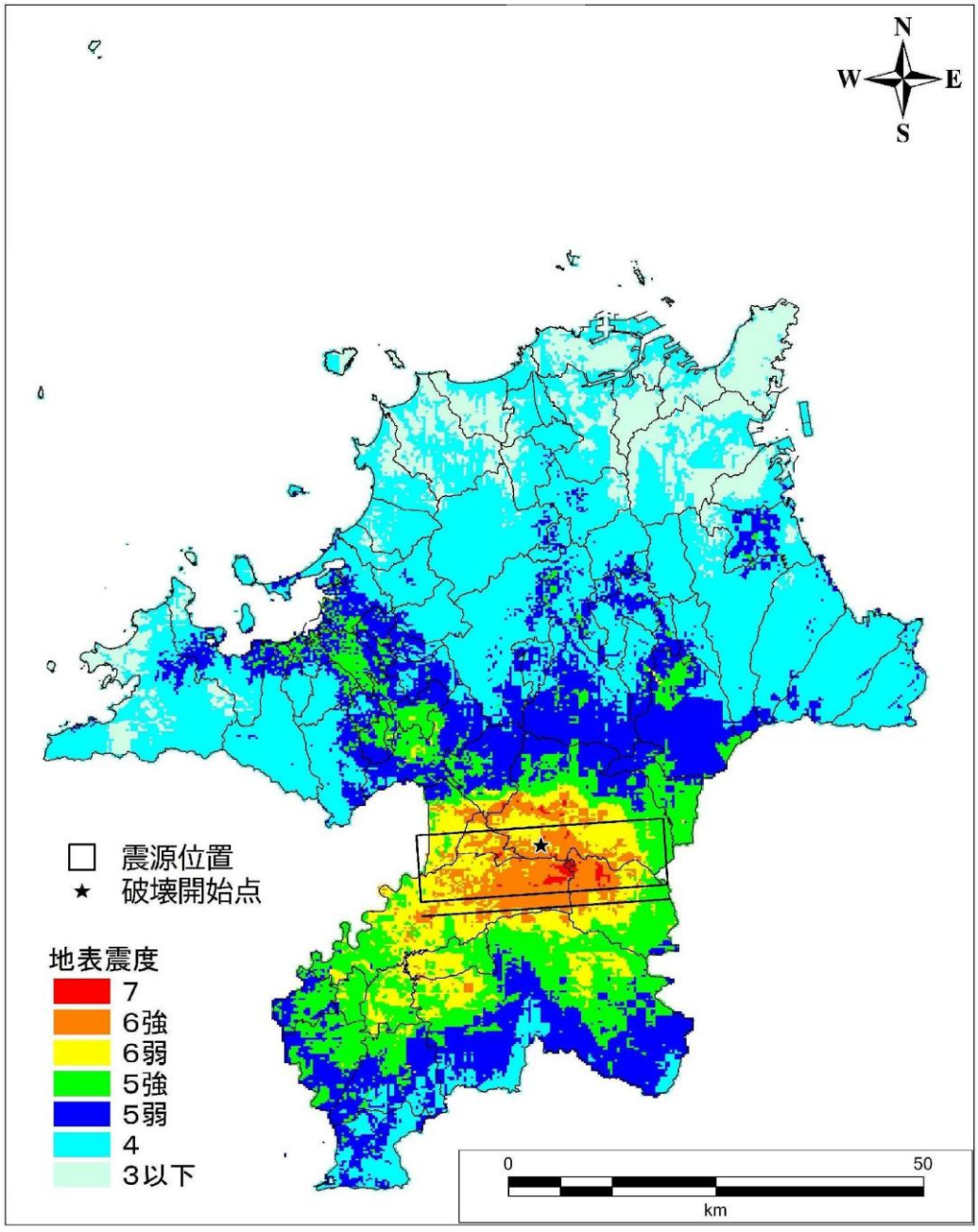


出典：福岡県地域防災計画

福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」において、久留米市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる水縄断層が活動した場合の想定地震を以下のように示されている。

活断層	震源断層長さ	想定マグニチュード
水縄断層	２６キロ	Ｍ７．２程度

下図に水縄断層帯が活動した場合に予測される地表震度分布図を示す。久留米市では、震度７が予測されている。



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書

２）想定される被害

「地震に関する防災アセスメント調査報告書」における対象の活断層のうち、水縄断層帯について地震が発生した場合、以下のとおり被害規模等が予測されている。

【建物被害の概要】
● 水縄断層帯では、全壊・全焼 11,000 棟、半壊 44,000 棟にのぼると予測されている。

【被害予測】

		水縄断層帯
建物被害	全壊・全焼（棟）	11,000
	半壊（棟）	44,000
人的被害	死者数（人）	300
	負傷者（人）	4,900
	避難者（人）	79,000
	災害関連死者数（人）	200
ライフライン被害	電力停電数（軒）	4,800
	上水道断水人口（人）	4,800
	下水道支障人口（人）	10,000
	不通回線（回線）	3,300
	都市ガス復旧対象（戸）	0
	LP ガス漏洩被害（件数）	1,100
	道路（箇所）	670
	鉄道（箇所）	190
	港湾（箇所）	0
	漁港（箇所）	0

出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書

Ⅱ．耐震化の現状

１）要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況

◆要緊急安全確認大規模建築物とは

平成 25 年 11 月に耐震改修促進法が改正され、要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた。義務付け対象となる要緊急安全確認大規模建築物は、昭和 56 年５月 31 日以前の旧耐震基準で建てられた建築物で、「病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物」、「学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物」及び「火薬類等の危険物の貯蔵場・処理場」のうち、法で定められた規模以上のものを指す。

【要緊急安全確認大規模建築物の対象用途及び規模要件】

対象用途	規模要件
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数２以上かつ3,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む）
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数１以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数３以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会場	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数２以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数２以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数３以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数が１以上かつ5,000㎡以上で、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

◆要緊急安全確認大規模建築物の現状（令和８年４月１日時点）

（棟）

区分	耐震性不足棟数	耐震性不足解消棟数	合計棟数	耐震性不足解消率
公共	0	2	2	100.0%
民間	※2	7	9	77.8%
合計	0	9	11	81.8%

※耐震性が不足している２棟のうち１棟については、第３次診断では判定指標数値を下回るが、第２次診断では判定指標数値を上回る。

２）住宅の耐震化の状況

◆住宅の現状

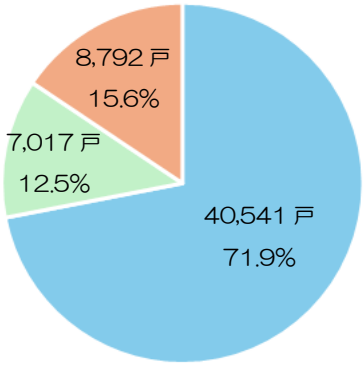
（戸）

区分	昭和56年以降の住宅[A]	昭和55年以前の住宅[B]		住宅数 [E=A+B]	耐震性あり住宅数 [F=A+C]	耐震化率 [G=F/E×100]	
			耐震性あり[C]	耐震性不足[D]			
木造戸建て住宅	40,541	15,809	7,017	8,792	56,350	47,558	84.4%
共同住宅等	65,850	8,250	6,894	1,356	74,100	72,744	98.2%
合計	106,391	24,059	13,911	10,148	130,450	120,302	92.2%

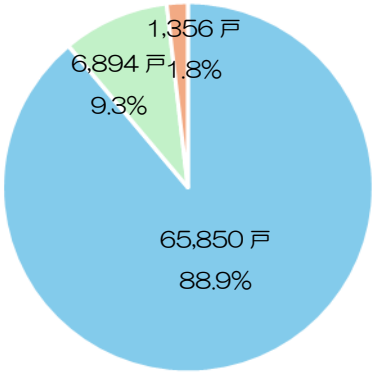
※「令和５年住宅・土地統計調査」（総務省）による推計

◇　住宅全体の耐震化率は 92.2%
◇　耐震性が不足する住宅の多くは木造戸建て住宅

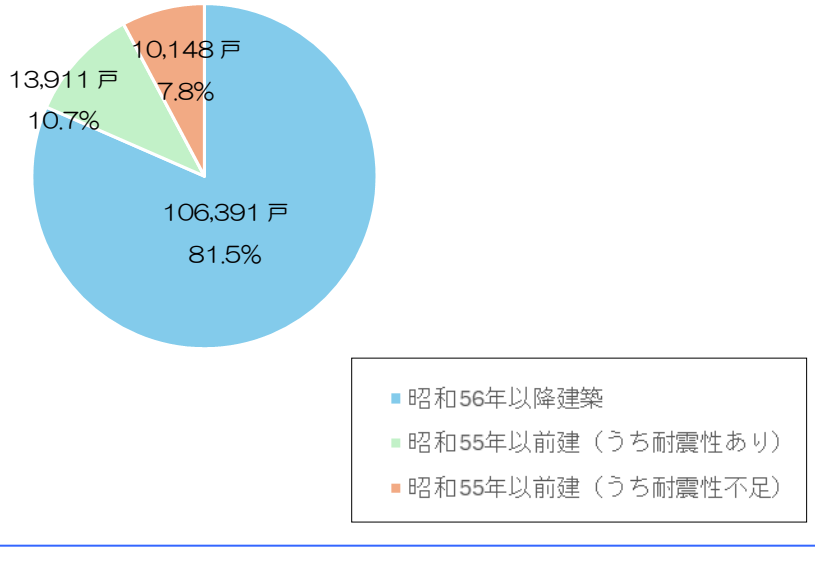
【木造戸建て住宅の耐震化の現状】



【共同住宅等の耐震化の現状】



【住宅全体の耐震化の現状】



３）特定建築物の耐震化の状況

◆特定建築物とは

本計画において、特定既存耐震不適格建築物の略称として利用するもの。「多数の者が利用する建築物」、「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」、「地震により倒壊した場合に多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」がある。

（1）多数の者が利用する特定建築物

◆多数の者が利用する特定建築物とは

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって、政令で定める規模以上のもの。

◆多数の者が利用する特定建築物の現状（令和８年４月１日時点）

（棟）

番号	用途分類	公共・民間	S56以前棟数（※）
①	庁舎、警察署、消防署	公共	0
		民間	0
		小計	0
②	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	公共	0
		民間	0
		小計	0
③	小中学校等、病院、体育館、集会所等、幼稚園等	公共	0
		民間	32
		小計	32
④	老人ホーム、福祉施設等	公共	0
		民間	2
		小計	2
⑤	ボーリング場等、劇場等、展示場等、ホテル等、博物館等、物販店舗、遊技場、公衆浴場、飲食店等、理髪店	公共	1
		民間	24
		小計	25
⑥	卸売市場、賃貸共同住宅等、事務所、工場等	公共	4
		民間	137
		小計	141
⑦	公共用交通施設、駐車場等	公共	0
		民間	2
		小計	2
合計		公共	5
		民間	197
		計	202

※耐震性不足または不明のもの

（2）危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物

◆危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物とは

火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって、政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物。

◆危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の現状（令和８年４月１日時点）

危険物貯蔵・処理施設の棟数	6棟

(3) 地震により倒壊した場合に多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物

◆多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物とは

耐震改修促進法第５条第３項第２号に規定される「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(以下「通行障害建築物」という。)」。

【通行障害建築物の要件】

◇耐震改修促進法施行令　第４条

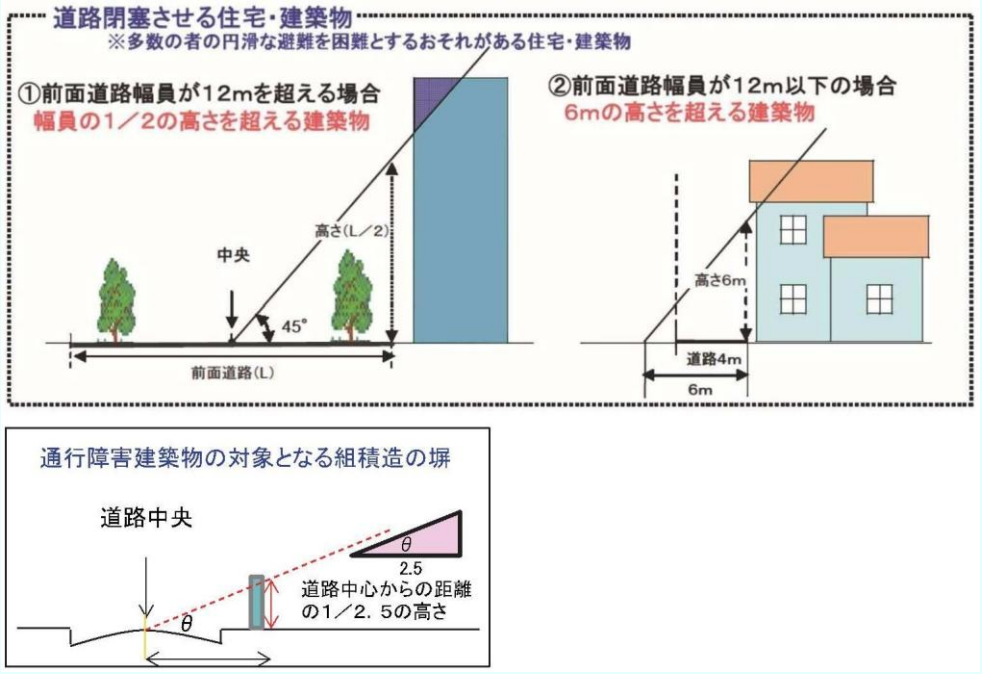
法第５条第３項第２号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる当該前面道路の幅員に応じ、次のイ又はロに定める距離を加えたものを超える建築物。

イ　12 メートル以下の場合　6 メートル

ロ　12 メートルを超える場合　前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離

二　その前面道路に面する部分の長さが 25 メートルを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超える組積造の塀であって建物に附属するもの。



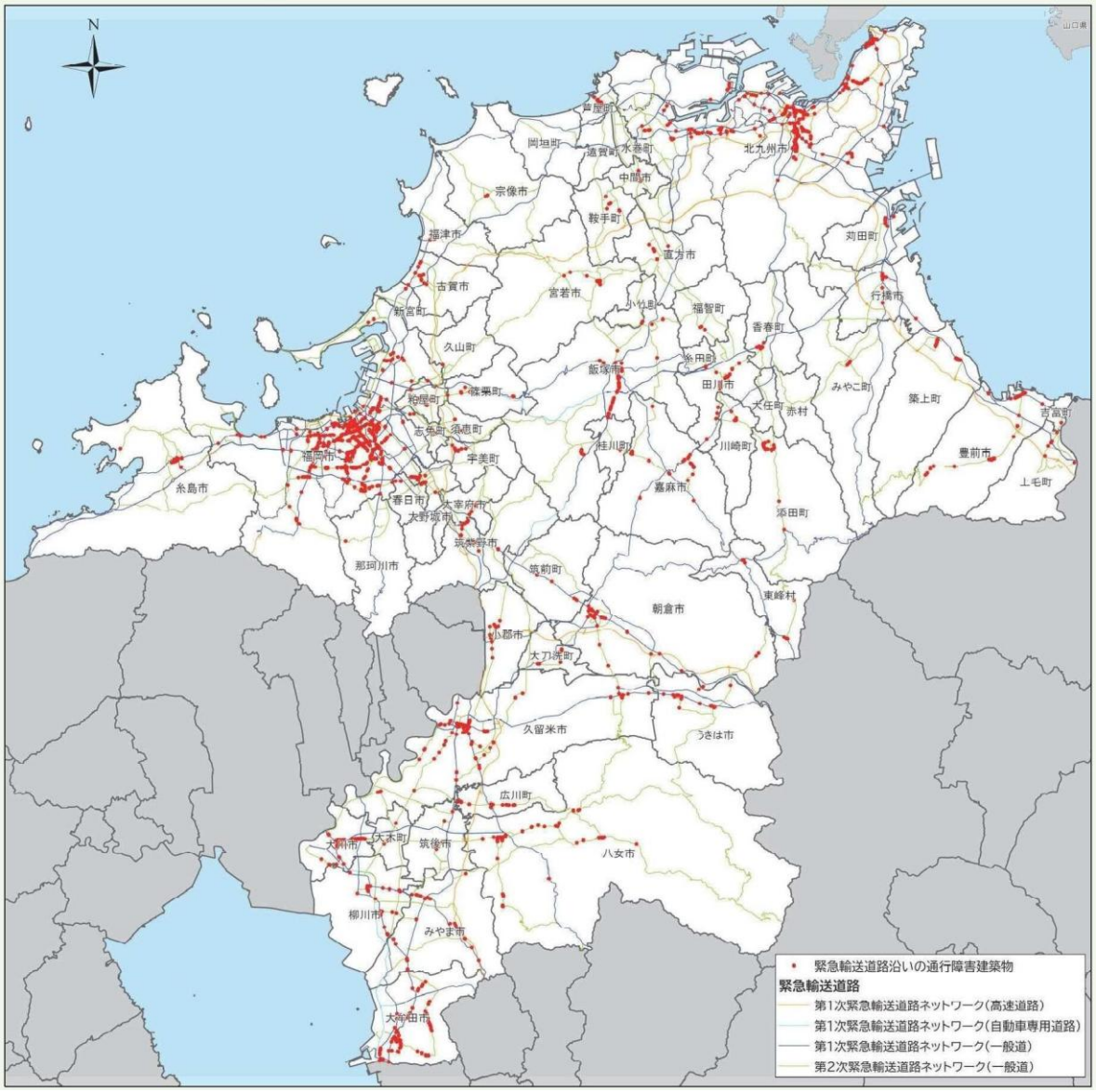
◆道路の指定の考え方

福岡県建築物耐震改修促進計画により、「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画(令和６年３月見直し)」に定められた第１次または第２次緊急輸送道路ネットワークが、耐震改修促進法第５条第３項第３号に規定する沿道の通行障害建築物の耐震化を図る道路として指定されている。

◆緊急輸送道路の状況及び沿道の通行障害建築物の現状（令和８年３月３１日時点）

昭和56年以前の建築物（※）	102棟

※建築年次が不明なものは、すべて昭和56年以前に建築された建築物とした



出典：福岡県建築物耐震改修促進計画

福岡県の緊急輸送ネットワーク（久留米市地域防災計画より）

	久留米市内の路線
１次ネットワーク	【高速道路】九州縦貫自動車道 【国道】3、209、210、264、322、385 号 【県道】17、33、46、753 号線 【市道】A4、A14 号線
２次ネットワーク	【県道】15、23、33、46、47、53、70、80、83、84、86、88、701、729、752、753 号線 【市道】A2、A6、A12、A175、D2、D121、D124、D126、E4、E6、E12、E13、T5 号線

Ⅲ．耐震化の取り組み状況と課題

１）久留米市の耐震化の取り組み

本市における現在の耐震化の取り組み状況を整理すると以下のとおりとなる。

◆普及、啓発

◇ 市ホームページ等の各種広報媒体の活用やチラシの配布
◇ ゆれやすさマップの情報提供
◇ 特定行政庁との共催による、建築物耐震改修セミナーの開催
◇ 防災関連イベントと併せたパネル展示
◇ 固定資産税の納税通知書と共に、制度案内のチラシを送付

◆建築物所有者の負担軽減

◇ 大規模特定建築物に対する耐震改修費補助制度を創設
◇ 木造住宅に対する耐震改修費補助事業を創設
◇ 危険ブロック塀等撤去費補助事業を創設
◇ 木造住宅の建替え等に伴う除却費補助事業を創設
◇ 木造住宅に対する耐震診断費補助事業を創設

◆他の施策と連動した普及、啓発

◇ 特殊建築物定期報告制度の推進
◇ 建築物防災週間等に防災査察、違反建築物パトロールの実施

２）久留米市の耐震化の課題

耐震改修促進法の改正の趣旨や住宅･建築物の耐震化の状況、耐震化に対する取り組み状況等を踏まえ、本市における耐震化の課題を以下のとおり設定する。

◆防災上重要な建築物の耐震化

◇ 不特定多数の者が利用する建築物や避難に通常より多くの時間を要する者が利用する建築物等については、利用実態等を考慮し優先的に耐震化を進める必要がある。
◇ 住宅･建築物の耐震化は、市民の生命･財産を保護することを目的とすることから、災害対策基本法に基づく「久留米市地域防災計画」等との十分な連携･調整を図る必要がある。
◇ 耐震性不足解消率向上にあたっては、耐震化だけでなく除却の促進も必要である。

◆意識啓発・知識の普及

◇ 耐震化により地震被害リスクを回避することが建築物所有者自らの問題であることの意識啓発を図る必要がある。また、防災意識の高揚に向けた適切な情報提供を行う必要がある。
◇ 建築物所有者自らが耐震化に向けた行動を起こす第一歩として、気軽に相談でき、正しい情報を得ることが重要であることから、相談体制の充実を図り、正しく有益な情報が提供できる仕組みを構築することが必要である。
◇ 昭和 56 年の耐震基準導入以降で平成 12 年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施に努めるよう促すことが必要である。

◆耐震化に向けた環境整備

◇ 所有者の負担軽減や、耐震化促進のための情報提供などの環境整備を図る必要がある。

◆建築物全般の安全対策

◇ 福岡県西方沖地震や熊本地震においては、ブロック塀倒壊やエレベーター閉じ込め、窓ガラスの破損･落下、天井脱落による被害が発生しているため、構造体の耐震化と併せ、非構造部材を含む建築物全般の安全対策が必要である。

第３章　耐震化の目標設定

Ⅰ．目標設定の考え方

本市においては、建替え及び耐震改修による建築物の耐震化を促進することを前提に耐震化の目標を設定する。

目標設定の基本的な考え方は以下のとおりである。

【目標設定の基本的な考え方】

●国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、令和７年７月１７日に国の基本方針の一部を改正し、住宅については令和１７年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和１２年までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としている。

●本市においては、耐震化の現状や国の目標を踏まえ、住宅及び要緊急安全確認大規模建築物の区分ごとに目標を設定する。

Ⅱ．耐震化目標の設定

住宅及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状を鑑み、達成すべき耐震化の目標を以下のとおり設定する。

◆要緊急安全確認大規模建築物：耐震性が不十分なものをおおむね解消（令和１２年度末）

令和7年度（現状）		目標（令和12年末）
耐震化率：81.8%	➡	耐震性が不十分なものをおおむね解消

◆住宅：耐震性が不十分なものをおおむね解消（令和１７年度末）

令和5年度（現状）		目標（令和17年末）
耐震化率：92.2%	➡	耐震性が不十分なものをおおむね解消

第４章　目標達成のための施策展開

Ⅰ．耐震化の基本方針

住宅･建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組むことが必要である。そのため、本市は、所有者等が安心して耐震診断･耐震改修等に取り組むことができるような環境整備等を講じるものとする。

以下に、目標達成に向けた耐震化の基本方針を示す。

◆ 住宅･建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とする
◆ 耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行う

地震に強い安全・安心な久留米のまちづくり　《建築物の耐震化の促進》

Ⅱ．施策の体系

耐震化の課題

- ◆防災上重要な建築物の耐震化
- ◆意識啓発・知識の普及
- ◆耐震化に向けた環境整備
- ◆建築物全般の安全対策

耐震化の目標

	【建築物の用途】	【現状】	【目標】
目標	要緊急安全確認大規模建築物	81.8%（R7）	令和12年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消
	住宅	92.2%（R7）	令和17年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消

建築物耐震改修促進計画

◆住宅･建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とする。
◆耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行う。

- 公共建築物の耐震化
- 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化
- 住宅の耐震化
- 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発
- 耐震改修促進に向けた指導等
- 耐震改修促進に資するその他の施策

計画の実現に向けて

- ◆関係主体の役割分担
- ◆計画の進行管理

『地震に強い安全・安心な久留米のまちづくり』の実現

Ⅲ．施策の概要

１．住宅の耐震化

取り組み方針

住宅の耐震化については、所有者自らの問題として主体的に取り組めるための環境整備等を充実させ、関係する業界との連携を図ることにより、耐震化を誘導する。
耐震診断や耐震改修の補助事業における相談において、きめ細やかなサービスを提供するため、関係団体と連携し、窓口機能の充実を図る。

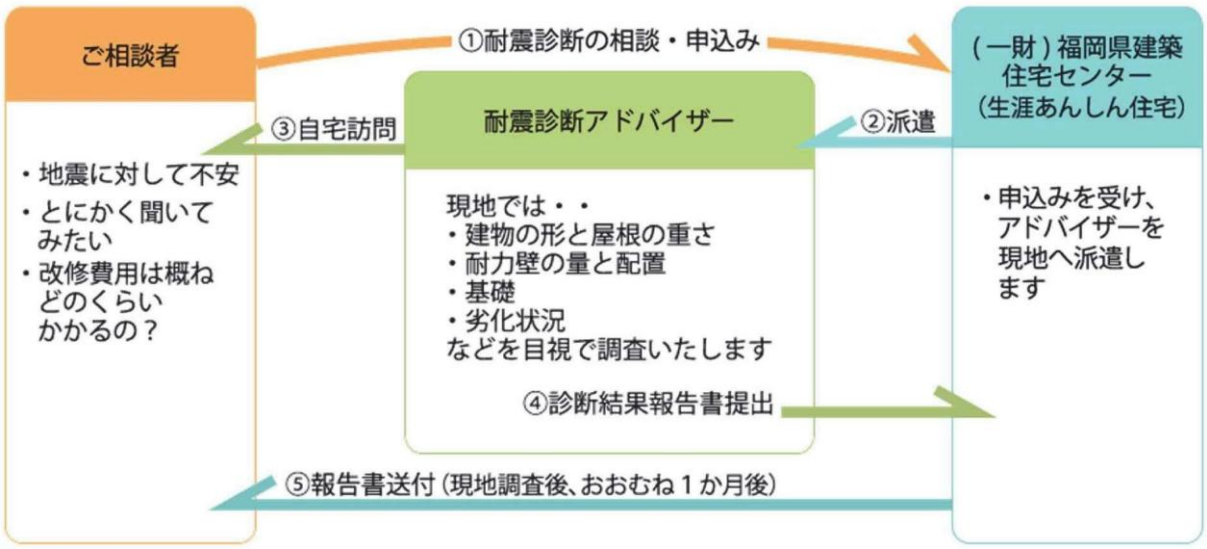
具体的な施策

１）耐震診断・耐震改修等への支援

（1）耐震診断アドバイザーによる耐震診断の実施

◇ 木造戸建て住宅所有者に対して、『福岡県耐震診断アドバイザー制度』の活用を促し、住宅の耐震性への理解を求める。なお、本市では耐震診断費補助事業により、耐震診断の実施を促進する。また、診断の結果、耐震性の劣る住宅については、耐震改修の補助制度などの各種情報提供等により耐震化を誘導する。

【福岡県耐震診断アドバイザー制度の概要】



出典：福岡県建築住宅センターホームページ

（2）国・関係機関と連携した建築物所有者への支援

◇ 耐震改修の促進を図るため、木造戸建て住宅の耐震改修の補助制度や、税の減免措置、融資制度等の活用を紹介し、周知に努める。

◇ 本市のホームページに加え、国が開設した特設サイト「家族を思う、強い家～大地震に備える耐震改修～」など、様々な耐震化に関する情報を周知する。

（3）建替えと耐震改修両面での耐震化の促進

◇ 耐震化目標の達成に向けて、本市は耐震改修が必要な所有者に対し、建替えと耐震改修の両面での耐震化の促進を誘導する。

◇ 所有者が建て替えと耐震改修の選択を自ら判断し、安全な居住環境を手に入れることができるように、適切な情報を提供する。

２）リフォーム時における耐震化の誘導

（1）リフォームと一体となった耐震改修工事の促進

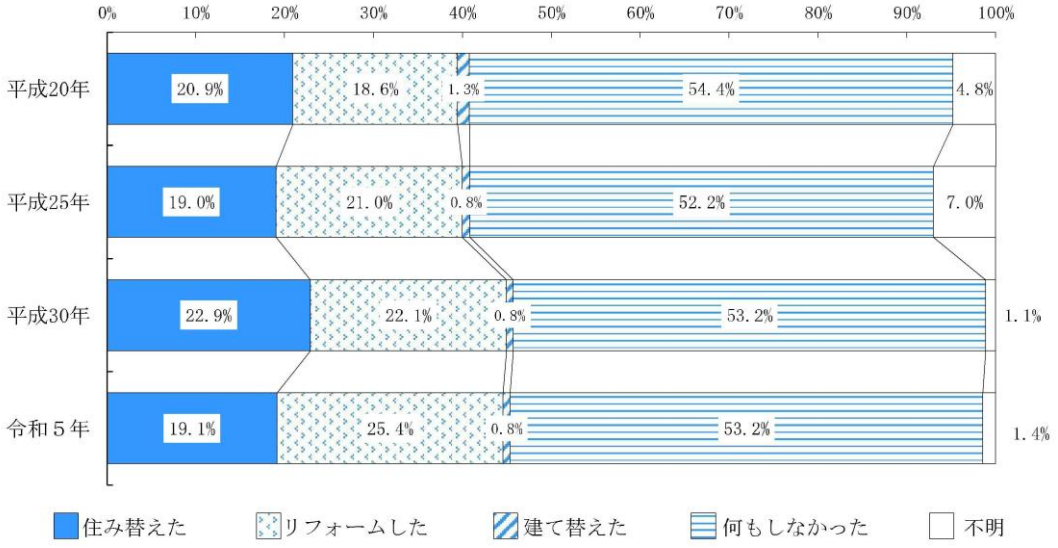
◇ 耐震性能の向上のみを目的とした改修工事は、一朝一夕には進まないことが想定されるため、近年のリフォーム市場活性化の動向を踏まえ、リフォームと一体となったスケールメリットのある改修工事を促進する。

（2）リフォーム業界と連携した耐震化の誘導

◇ 令和５年住生活総合調査によると、建て替えと比較してリフォームの割合が増加していることが読み取れる。

◇ 需要と供給者であるリフォーム業界との連携により、リフォームと一体となった耐震改修工事を誘導する。

【最近５年間に実施した住み替え・改善の状況】



出典：令和５年住生活総合調査（確報集計）結果（令和７年８月国土交通省住宅局）

（3）安心してリフォームが行える環境整備

◇ リフォームと一体となった耐震改修の誘導に向けて、悪質リフォーム業者による被害を未然に防止し、住宅所有者が安心してリフォームが行える環境整備を行うことが重要である。

◇ 安心してリフォーム工事を実施できるよう、（一社）福岡県住宅リフォーム協会を通じて、リフォームの内容に応じた工事を安心して依頼できる住宅リフォーム事業者の情報を提供する。

３）除却の促進

（1）木造住宅の除却費補助等の実施

◇ 耐震性が不足する住宅は、建築後相当年数を経過しており、経年劣化等により耐震改修費用が増加する傾向にあるため、除却費補助の周知を行い、建替え等を促進する。

◇ 近年空き家が増加し社会問題となっているが、地震時に空き家が倒壊することで、人的被害や周辺の建物被害を拡大するほか、道路が閉塞され、緊急通行車両の通行や住民の避難を妨げるおそれがある。このことから、空き家の相続や売買等のタイミングによる除却について働きかけるなど、空き家対策とも連携を図り、耐震性が不足する空き家の除却を促進する。

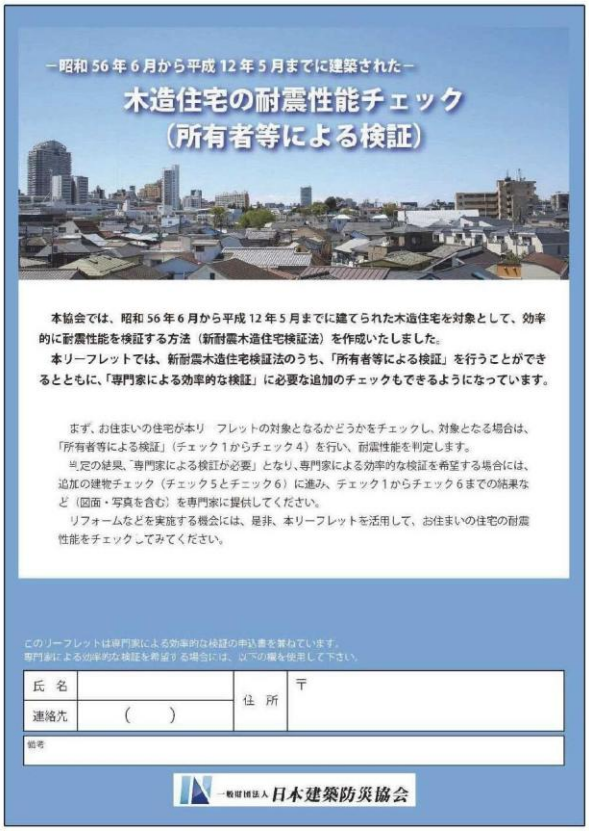
４）新耐震木造住宅（昭和５６年～平成１２年）の耐震性能検証の促進

（1）耐震性能検証法の普及促進

◇ 平成２８年熊本地震や令和６年能登半島地震においては、旧耐震基準による建築物に加え、新耐震基準の在来軸組工法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化された平成１２年以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が見られた。

◇ 昭和５６年から平成１２年までに建築された木造住宅について、接合部等の状況を確認することにより耐震性能を検証する方法として、（一財）日本建築防災協会がとりまとめた「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」を当該住宅の所有者等に対し周知し、耐震性能検証の実施を促進する。

【新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）（一財）日本建築防災協会】





２．民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化

取り組み方針

耐震改修促進法第１４条では、「多数の者が利用する建築物」「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」「県または市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物」を特定既存耐震不適格建築物として規定し、所有者の耐震化への努力義務を課し、耐震改修促進法第１５条において「指導及び助言並びに指示」の対象としている。

久留米市では、法改正の趣旨を踏まえて、特定既存耐震不適格建築物の積極的な耐震化を促進するとともに、大規模な民間特定既存耐震不適格建築物について重点的な対策を講じるものとする。

具体的な施策

１）適切な指導等による耐震化の促進

（1）適切な指導等の実施

◇ 民間特定既存不適格建築物については、耐震改修促進法第１５条等の法制度に基づいて、適切な指導等を実施し、耐震化を促進する。

◇ 指導等にあたっては、関係団体との連携について検討し一体的に耐震化を促進する。

〔※「耐震改修促進に向けた指導等」の詳細については、Ｐ２８参照〕

（2）要緊急安全確認大規模建築物への補助等の実施

◇ 耐震改修促進法附則第３条の規定により、要緊急安全確認大規模建築物は耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられ、報告された耐震診断結果を公表している。

◇ 当該建築物の耐震化を促進するため、耐震改修工事費への補助を実施することで耐震化を促進する。

（3）建築物所有者へのメリットの提示

◇ 宅地建物取引業法の改正により、重要事項説明において耐震性能を表示することが義務づけられたことを踏まえて、耐震性能の確保が資産価値の向上に繋がる点を関係団体等と連携して広く周知する。

◇ 税の減免措置や融資制度等の活用による耐震化のメリットについて建築物所有者に理解を求め耐震化を促進する。

２）建築物の定期報告制度の活用による耐震化の促進

（1）建築物の定期報告制度の活用による耐震化の促進

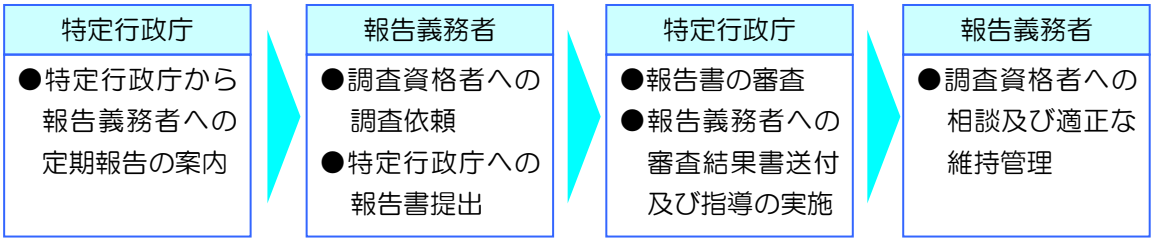
◇ 不特定多数の者が利用する建築物が被災すると非常に大きな被害に発展する恐れがあり、建築物所有者や管理者の責任が問われることとなるため、日常的な建築物の点検や事前対策が重要であり、建築物の定期的な健康診断にあたる「定期報告制度」を積極的に推進し、適切な改修等による建築物の安全対策を実施する。

【定期報告制度】

劇場や映画館、ホテル、病院、百貨店、飲食店、地下街、共同住宅などは、火災･地震などの災害や建築物の老朽化による外壁の落下などが起こると大きな被害が発生する恐れがある。

このような危険をさけるため、建築基準法第 12 条により、政令等で定める建築物及び建築設備や昇降機等について、その所有者（管理者）は、定期的に専門の技術者に調査・検査を行わせその結果を報告することが義務づけられている。

【定期報告のフロー】



【定期報告の調査内容】

建築物	敷地の状態	地盤･周囲の地形･擁壁･避難通路などの調査
	防火･避難の状態	外壁の防火構造、防火区画、防火戸、内装材料、廊下、階段、通路、扉、出入口、排煙口、バルコニー、非常用進入口等の調査
	衛生の状態	採光、換気などの調査
	耐震に関する状況	耐震診断及び耐震改修の状況調査、特定天井の調査
建築設備	機械換気設備	換気設備の設置、機械換気設備、空気調和設備に関する検査
	機械排煙設備	排煙口、排煙風道、排煙機、排煙出口、自家用発電装置の検査など
	非常用照明設備	照度測定、照明器具、分電盤、切替回路、蓄電池、充電器、自家用発電装置の検査
	防火設備	防火扉、防火シャッター等の検査
昇降機等	エレベーター	かご室内、かご上、ピット、乗り場、中央管理室等での各検査
	エスカレーター	機械室、上下乗り場、踏み段での各検査
	小荷物専用昇降機	かご室内、かご上、ピット、荷卸し場等での各検査
	遊戯施設	基礎、構造部、走路、機械装置、制動装置、乗り場での各検査

３）通行障害建築物の耐震化の促進

（1）通行障害建築物の耐震化の促進

◇ 緊急輸送道路は、耐震改修促進法第６条第３項第２号の規定に基づき、耐震化の努力義務を課す避難路として位置付ける。

◇ 広域的な避難や緊急輸送手段を確保するため、指定された道路の沿道の通行障害建築物については、所有者等への周知・啓発に努めるとともに、必要な指導、助言、指示を行い、耐震化を促進する。

（2）緊急輸送道路の強化に向けた関係機関との連携

◇ 緊急輸送道路は、災害発生直後から緊急輸送を円滑かつ確実に実施するための道路ネットワークとして機能する必要があるため、沿道建築物の耐震化が重要である。

◇ 防災関係部局と連携し、緊急輸送道路の強化を図る。

３．公共建築物の耐震化

取り組み方針

公共建築物は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であるとともに、行政サービスを継続的に提供することが必要な施設である。このため、久留米市では、公共建築物が被害を受けた場合の社会的影響及び建築物が立地する地域的条件を考慮し、市民の生命の保護を最優先に考えた公共建築物の計画的な耐震化を推進する。

具体的な施策

１）重点的かつ計画的な耐震化の促進

（1）公共建築物の耐震化の考え方

◇ 多数の者が利用するケースが多い公共建築物は、倒壊による被害が甚大となることが懸念されるとともに、災害時の対策において重要な役割を果たす必要があることから、重点的に耐震化を図るものとする。

（2）公共建築物の耐震化の優先度分類による効果的な耐震化の促進

◇ 公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能、災害弱者や不特定多数の者の利用及び老朽度等を考慮し、耐震化の優先度を分類した上で、同分類に沿った計画的な耐震化を進めていく。

分　類		対象建築物
防災拠点建築物	災害時の情報収集･指令等	市役所、総合支所、市民センター等
	医療･保健活動、被災者支援	病院、保健所、消防署等
	避難活動支援	避難所（学校、体育館、公民館等）
災害弱者の安全確保に必要な建築物		社会福祉施設、幼稚園･保育園等
不特定かつ多数の者が利用する建築物		文化施設、社会教育施設等
多数の者が利用する建築物		学校、その他建築物

２）市有建築物の耐震化の推進

（1）市有建築物の耐震化の考え方

◇ 本計画に基づき、市有建築物の所管部局が主体となり、耐震診断及び耐震改修の実施部局と連携した庁内横断的な取り組みにより耐震化を推進する。

（2）市有建築物の耐震対策

◇ 災害応急対策活動に必要な建築物及び多数の市民が利用する建築物については、地震時及び地震後の用途に応じて保有すべき耐震性能の確保を目指している。

◇ 対象建築物は、おおむね耐震化が図られている。個別の事情により耐震化が完了していない建築物については、今後も引き続き耐震化を進めていく。

（3）市有建築物の特定天井の脱落防止対策

◇ 地震等の災害時に、天井の脱落により建築物及び人的被害が大きいと想定される大規模空間について、天井の脱落防止対策を推進する。

◇ 対象建築物は、建築基準法施行令第３９条第３項に規定する特定天井を有し、建築基準法第３条第２項に規定する既存不適格建築物であるものとする。

（4）耐震対策の推進

◇ 市有建築物の所管課は本計画の円滑な実施に努め、建築指導課は所管課に対し必要な情報提供及び指導助言を行い、建築課及び設備課は技術的な支援を行うものとする。

４．耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

取り組み方針

建築物所有者の防災意識を高めるとともに、市民の知識の普及と啓発を図るため、防災教育や情報提供活動等の充実並びに人的資源等の確保など多様な施策を推進する。

具体的な施策

１）防災意識の向上

（1）防災教育の充実

◇ 本市では、地震発生リスクに対する市民の意識を高め、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるために、防災教育等を充実し、広く市民の耐震化に対する普及啓発を行う。

◇ 防災教育実施にあたっては、久留米市地域防災計画との整合を図りながら、関係団体との横断的な取り組みを行う。

（2）地域ぐるみの防災活動の促進

◇ 災害対策基本法では、住民の責務として「自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない」と規定されており、福岡県地域防災計画では、自主防災体制の整備の方針として「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンとして掲げている。

◇ 久留米市地域防災計画では、「自主防災組織の育成」「施設･事業所防災体制の強化」を規定し、自主防災体制等を整備することとしている。本市では、これらを踏まえて、建築物の耐震化に資する自主的な防災組織の整備を地域と連携して行い、地域ぐるみの防災活動の推進に向けた情報提供等を実施する。

（3）手軽に出来る耐震対策

◇ 地震に対する日常的な対策として、家具や電化製品等の転倒防止に有効な金物等による固定など、手軽に出来る耐震対策を促進する。

◇ 建築物倒壊時においても人命を守ることができる耐震ベッド設置や構造的に特に脆弱な部分の補強などの被害軽減策についても知識の普及･啓発を行う。

（4）防災情報の提供

◇ 市民の耐震化に対する意識啓発のために、ホームページやメール等の多様な媒体を活用した定期的な防災情報の提供を積極的に行う。

◇ 地震発生のリスクを自分や地域の問題として認識し、耐震化の必要性を理解してもらうため、地域の地盤の揺れやすさの情報を提供する。

２）耐震改修促進に関する情報の提供

(1) 多様な媒体による正しく有益な情報の提供

◇ 本市では、耐震診断･耐震改修の相談窓口の設置や福岡県耐震診断アドバイザー制度など耐震化に向けた様々な情報提供を行っている。

◇ 所有者が主体的に耐震診断･耐震改修に取り組むための機運を醸成するために、本市では、これまでの情報提供機能を充実させ、正しく有益な情報を官民連携のもとに提供する。

◇ 情報提供の手段としては、回覧板配布や各種マスメディア等の活用により、広く市民に周知する段階から、個別の改修相談まで幅広く対応する。

(2) 継続的な情報提供活動の実施

◇ 本市が行っている相談窓口や、（一財）福岡県建築住宅センターと連携して行っている耐震セミナー等を活用し、耐震に係る的確な情報発信を継続的に実施する。

◇ 情報提供活動にあたっては、関係団体や民間事業者等との連携を図り、提供の各段階に応じて必要となる専門的情報を多様な手段を通じて提供する。

５．耐震改修促進に向けた指導等

取り組み方針

耐震化目標の実現に向けて、普及啓発活動と連携したフォローアップを図るとともに、市民の生命や財産の保護を前提とした適切な指導を明快な基準に基づいて実践する。

具体的な施策

１）法に基づく適切な指導･助言等の実施

（1）指導等の対象建築物

◇ 指導･助言の対象となる建築物は、耐震改修促進法第１５条第１項に基づく特定建築物とする。

◇ 指示の対象となる建築物は、耐震改修促進法第１５条第２項に基づく建築物とする。

【指導･助言及び指示対象の建築物の概要】

努力義務	指導及び助言	指示	公表
特定既存耐震不適格建築物 （階数３以上かつ１,０００㎡以上等） 〔法第１４条、法第１５条第１項〕		特定既存耐震不適格建築物 （階数３以上かつ２,０００㎡以上等） 〔法第 15 条第２項〕	指示を受けた所有者が正当な理由がなくその指示に従わなかった特定建築物

用途		特定建築物		指示対象となる特定建築物の要件
		階数	面積（㎡）	面積（㎡）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	2	1,000	1,500
学校	上記以外の学校	3	1,000	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		1	1,000	2,000
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		3	1,000	2,000
病院、診療所				
劇場、観覧上、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				2,000
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		2	1,000	2,000
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		2	500	750
博物館、美術館、図書館		3	1,000	2,000
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの				2,000
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物		500
通行障害建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）		左に同じ

(2) 指導方法の考え方

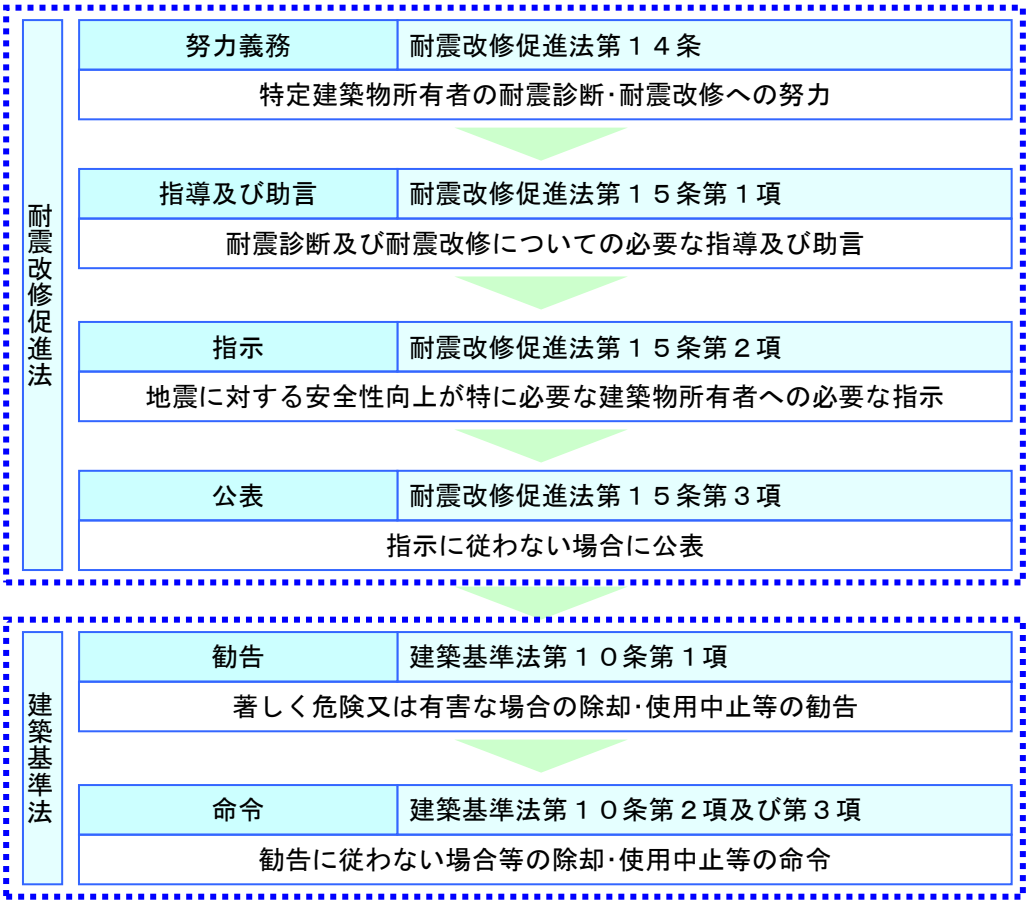
◇ 指導及び助言は、既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し（啓発文書等の送付を含む。）、その実施に関し、相談に対応する方法で実施する。また、個人を対象とするだけではなく、特に耐震診断等の必要な地域住民に対して、パンフレット等を用いて行う説明会等の方法で行うこともできる。

◇ 指示は、指導及び助言のみでは耐震診断、耐震改修を実施しない場合において、その実施を促し、さらに協力が得られない等の場合には、具体的に実施すべき事項等を明示した指示書等を交付する方法で行う。

◇ 公表は、正当な理由がなく、耐震診断又は耐震改修の指示に従わない時に行う。なお、特定既存耐震不適格建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合にあっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な診断、改修が確実に実施される見込みがある場合等においては、その計画等を勘案し、「公表」の実施の可否について判断する。

◇ 勧告･命令については、建築基準法第１０条の規定に基づいて、相当の猶予期限を設けて実施する。

【耐震改修促進法に基づく指導等のフロー】



２）ネットワークづくりの推進

(1) 所管行政庁との連携

◇ 指導においては、建築物所有者への説明責任が発生することから、県内の統一的な見解が必要であるため、所管行政庁が優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び実施の手順、公表のあり方の検討、並びに、建築基準法に基づく勧告、命令の実施について、他の所管行政庁と連携して行う。

(2) 定期的に耐震化を促進する活動の実施

◇ 本市では、管轄区域内の消防部局の協力を得て、防災査察や違反建築物パトロール等を定期的に実施し、立ち入りによる防火･避難関連設備の改善指導と併せて、耐震化に向けた指導･助言並びに注意喚起を行う。

◇ 防災査察については、建築物防災週間や防災キャンペーン等のイベント開催と並行して実施する。

(3) 耐震改修計画の認定

◇ 耐震化の促進を図るために、耐震改修促進法第１７条に基づく耐震改修計画の認定について、建築確認や建築基準法の特例等が享受できるメリットの周知を図る。

６．耐震改修促進に資するその他の施策

取り組み方針

関係部局等との連携による総合的な建築物の安全対策や地震防災対策を実施し、地震被害から市民の生命や財産を保護することを目的として耐震化を促進する。

具体的な施策

１）建築物の総合的な安全対策の実施

（1）建築物の総合的な安全対策

◇ 建築物の総合的な安全対策に向けて、本市では、ブロック塀等の各種点検調査や防災査察、建築パトロール等を実施し、建築物全般の安全対策と建築物所有者の日常の適正な維持管理を促す。

（2）ブロック塀倒壊防止等建築全般の安全性の向上

◇ 福岡県西方沖地震においてブロック塀倒壊による死者が発生したことを受けて、本市では、緊急安全点検調査や対策指導を実施し、啓発用リーフレットの配布等を行っている。

◇ 本市では、道路沿いの危険なコンクリートブロック塀等の解消を促進するために、撤去費用の一部を助成している。

◇ ブロック塀倒壊防止をはじめとする建築物全般の安全対策に向けて、今後も調査・点検、指導等の継続的な取り組みを実施するとともに、関係部局や関係団体と連携を図りながら啓発活動や適正な施工技術の普及及び改善のための指導を行う。



▲啓発用リーフレット
（福岡県作成）

（3）天井等の非構造部材の安全性の向上

◇ 東日本大震災では、体育館、劇場、空港などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物を含め、脱落被害が多く見られた。これらの被害を踏まえ、建築物の天井脱落対策に係る基準の新設及び新築建築物等への基準適合の義務付け等を定める建築基準法施行令等改正が行われた。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

◇ 既存建築物への対応については、定期報告制度などを活用した点検、調査並びに改善指導を行い、天井脱落防止対策等を促進する。

（4）その他

◇ 窓ガラスの破損･落下防止対策、エレベーター閉じ込め防止等建築設備全般の安全性向上のため福岡県と連携を図りながら建物の耐震化を促進する。

◇ 適切な維持管理がなされていないまま放置され老朽化した家屋については、久留米市空家及び老朽危険家屋等の適正管理に関する条例及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた改善指導を家屋の所有者等に対して行う。

◇ 福岡県では、「地震に関する防災アセスメント調査」において各想定地震の液状化危険度の予測結果を公表しており、地震動と同様に水縄断層周辺に危険度の高い地域が多く認められる。建築物の耐震化と併せ、液状化対策を考慮する必要があり、液状化予測マップ（福岡県防災ホームページ）の周知等により、液状化のリスクについて広く周知・啓発を図る。

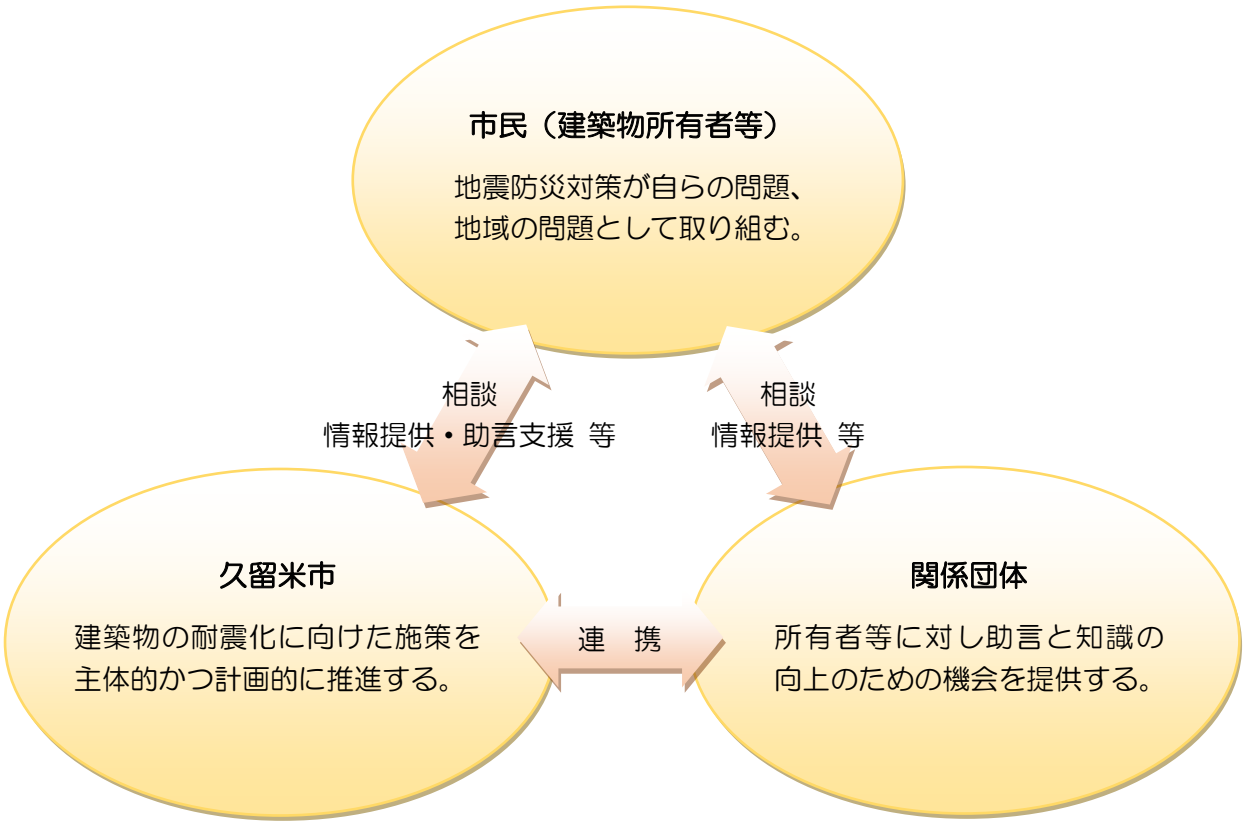
第５章　計画の実現に向けて

Ⅰ．関係主体の役割分担及び計画の進行管理

関係主体の役割分担

◇ 本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移す。
◇ 建築物の耐震化を推進するためには、行政や市民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、市民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備する。

【 関係主体の役割分担イメージ 】



計画の進行管理

◇ 耐震化目標の達成に向けては、計画の進行管理が重要である。本市では、事業者や関係団体等との連携により住宅･建築物の耐震診断及び耐震改修の実績把握に努める。
◇ 住宅については、耐震診断アドバイザー派遣により診断を行った建築物について定期的な追跡調査を実施する。
◇ 特定建築物については、建築基準法第 12 条による定期報告制度（３年に１度の報告義務）を活用し、改修の実績把握に努める。
◇ 本計画は、進行管理にあわせ適宜見直しを行う。

資料編

Ⅰ．耐震改修促進法

１．耐震改修促進法

建築物の耐震改修の促進に関する法律
（平成七年十月二十七日法律第百二十三号）

最終改正：平成二六年六月四日法律第五四号

第一章　総則

（目的）
第一条　この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。
（定義）
第二条　この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。
２　この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
３　この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項 又は第九十七条の三第一項 の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
（国、地方公共団体及び国民の努力義務）
第三条　国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
２　国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
３　国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
４　国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章　基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）
第四条　国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
二　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
三　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
四　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
五　次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
３　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（都道府県耐震改修促進計画）
第五条　都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。
２　都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
二　当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
三　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四　建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五　その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3　都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一　病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 （平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合　特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五　前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合　機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7　第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条　市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二　当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四　建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五　その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

３　市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

４　市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章　建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条　次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一　第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物　同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二　その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）　同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三　その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）　同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条　所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

２　所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

３　所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条　所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条　都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

２　市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条　要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条　所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

２　所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

３　所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条　所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条　次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二　火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三　その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条　所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

２　所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一　病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二　小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三　前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四　前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3　所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4　所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5　第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第十六条　要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2　所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章　建築物の耐震改修の計画の認定

（計画の認定）

第十七条　建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2　前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　建築物の位置

二　建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

三　建築物の耐震改修の事業の内容

四　建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

五　その他国土交通省令で定める事項

3　所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一　建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二　前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三　第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ　当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ　工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。

四　第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七

条第二項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ　当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ　次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（1）　工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（2）　工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五　第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ　当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ　工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六　第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ　当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ　工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4　第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5　建築基準法第九十三条 の規定は所管行政庁が同法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二 の規定は所管行政庁が同法第六条第一項 の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6　所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号 及び第四号 の規定にかかわらず、同条第二項 の規定を適用する。

一　耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項 の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二　計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7　所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8　所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9　所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

10　第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項 又は第十八条第三項 の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）
第十八条　計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
２　前条の規定は、前項の場合について準用する。
（計画認定建築物に係る報告の徴収）
第十九条　所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。
（改善命令）
第二十条　所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（計画の認定の取消し）
第二十一条　所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章　建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）
第二十二条　建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。
２　所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
３　前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
４　何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）
第二十三条　所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。
（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）
第二十四条　所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
２　第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章　区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）
第二十五条　耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律　（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項　に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項　の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条　の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項　の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。
２　所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

３　前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項 に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項 の規定の適用については、同項 中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項 ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第二十六条　要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第二十七条　所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

２　所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

３　所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

４　所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

５　第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章　建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第二十八条　第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法 の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

２　前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法 （平成三年法律第九十号）第三十八条第一項 の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

３　特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者が第一項 の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項 の規定の適用については、同項 中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第二十九条　第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法 （平成十五年法律第百号）第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号 の住宅又は同項第四号 の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第三十条　第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法 （昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条 に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

２　前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号 中「第二十一条 に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条　独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章　耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条　国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

一　職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五　前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第三十三条　国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

２　センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

３　国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第三十四条　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一　認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二　建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

三　建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第三十五条　センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

２　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（債務保証業務規程）

第三十六条　センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

３　国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第三十七条　センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

（区分経理）
第三十八条　センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。
一　債務保証業務及びこれに附帯する業務
二　第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
（帳簿の備付け等）
第三十九条　センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。
２　前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。
（監督命令）
第四十条　国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
（センターに係る報告、検査等）
第四十一条　国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（指定の取消し等）
第四十二条　国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
一　第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
二　第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
三　第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
四　第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
五　センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
六　不正な手段により指定を受けたとき。
２　国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章　罰則

第四十三条　第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
第四十四条　第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
第四十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二　第二十二条第四項の規定に違反して、表示を付した者
三　第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
四　第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
五　第三十九条第二項の規定に違反した者
六　第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
第四十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附　則　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限）
第二条　第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。
（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）
第三条　次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。
一　病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
二　小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
三　第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
２　第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
３　第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
４　前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
５　第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
６　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附　則　（平成八年三月三一日法律第二一号）　抄
（施行期日）
１　この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附　則　（平成九年三月三一日法律第二六号）　抄
（施行期日）
１　この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則　（平成一七年七月六日法律第八二号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則　（平成一七年一一月七日法律第一二〇号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（処分、手続等に関する経過措置）
第二条　この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

２　新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成一八年六月二日法律第五〇号）　抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附　則　（平成二三年六月二四日法律第七四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二五年五月二九日法律第二〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条　この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二六年六月四日法律第五四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2．耐震改修促進法施行令

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令
（平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号）

最終改正：平成二八年二月一七日政令第四三号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

２ 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五　道路運送法 （昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
十六　貨物自動車運送事業法 （平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
十七　自動車ターミナル法 （昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
十八　港湾法 （昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
十九　空港法 （昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設
二十　放送法 （昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
二十一　工業用水道事業法 （昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
二十二　災害対策基本法 （昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条　法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項 、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

一　建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
二　建築基準法施行令第百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの
三　建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条　法第五条第三項第二号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

一　十二メートル以下の場合　六メートル
二　十二メートルを超える場合　前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条　所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条 の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

２　所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条　法第十四条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
二　診療所
三　映画館又は演芸場
四　公会堂
五　卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
六　ホテル又は旅館
七　賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿

八　老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
九　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
十　博物館、美術館又は図書館
十一　遊技場
十二　公衆浴場
十三　飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
十四　理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十五　工場
十六　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十七　自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
十八　保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

２　法第十四条第一号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
一　幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所　階数二及び床面積の合計五百平方メートル
二　小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）　階数二及び床面積の合計千平方メートル
三　学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物　階数三及び床面積の合計千平方メートル
四　体育館　階数一及び床面積の合計千平方メートル

３　前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号 の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条　法第十四条第二号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
一　消防法 （昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）
二　危険物の規制に関する政令 （昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
三　マッチ
四　可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
五　圧縮ガス
六　液化ガス
七　毒物及び劇物取締法 （昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

２　法第十四条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
一　火薬類　次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
イ　火薬　十トン
ロ　爆薬　五トン
ハ　工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管　五十万個
ニ　銃用雷管　五百万個
ホ　実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線　五万個
ヘ　導爆線又は導火線　五百キロメートル
ト　信号炎管若しくは信号火箭又は煙火　二トン
チ　その他の火薬又は爆薬を使用した火工品　当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
二　消防法第二条第七項 に規定する危険物　危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
三　危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類　三十トン
四　危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類　二十立方メートル

五　マッチ　三百マッチトン
六　可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。）　二万立方メートル
七　圧縮ガス　二十万立方メートル
八　液化ガス　二千トン
九　毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）　二十トン
十　毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）　二百トン

3　前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条　法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一　体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
二　病院又は診療所
三　劇場、観覧場、映画館又は演芸場
四　集会場又は公会堂
五　展示場
六　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
七　ホテル又は旅館
八　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
九　博物館、美術館又は図書館
十　遊技場
十一　公衆浴場
十二　飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
十三　理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十四　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十五　自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
十六　保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
十七　幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
十八　老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
十九　法第十四条第二号 に掲げる建築物

2　法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一　前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）　床面積の合計二千平方メートル
二　幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所　床面積の合計七百五十平方メートル
三　小学校等　床面積の合計千五百平方メートル
四　前項第十九号に掲げる建築物　床面積の合計五百平方メートル

3　前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条　所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2　所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特

定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条　所管行政庁は、法第二十四条第一項 の規定により、法第二十二条第二項 の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

２　所管行政庁は、法第二十四条第一項 の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条　所管行政庁は、法第二十七条第四項 の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

２　所管行政庁は、法第二十七条第四項 の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第十二条　法第二十九条 の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法 （平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号 の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号 の施設である建築物とする。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件）

第二条　法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二　次のイからヘまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからヘまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからヘまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ　第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。）　階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ　体育館　階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ　第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）　階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ　幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所　階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ　小学校等　階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ　第八条第一項第十九号に掲げる建築物　階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三　第三条に規定する建築物であること。

２　前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第三条　第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附　則　（平成八年三月三一日政令第八七号）　抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附　則　（平成九年八月二九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附　則　（平成一一年一月一三日政令第五号）

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附　則　（平成一一年一〇月一日政令第三一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（許認可等に関する経過措置）

第十三条　施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

２　施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

（職員の引継ぎ）

第十四条　施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるもの（次項において「特定事務」という。）に専ら従事していると認められる都の職員（以下この条において「特定都職員」という。）は、施行日において、都において正式任用されていた者にあっては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であった者にあっては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

２　施行日前に、地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき特別区の区長又は委員会若しくは委員が特定事務の処理又は管理及び執行のため派遣を求め、その求めに応じて六年以内の期間を定めて施行日から派遣することとされた特定都職員は、前項の規定にかかわらず、その派遣の期間が満了する日の翌日において、都において正式任用されていた者にあっては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であった者にあっては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

３　前二項の規定により引き続き条件付きで特別区の相当の職員となる者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。

４　特定都職員でその引継ぎについて第一項又は第二項の規定により難いものをいずれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

（罰則に関する経過措置）
第十五条　この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成一一年一一月一〇日政令第三五二号）　抄
（施行期日）
第一条　この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則　（平成一六年六月二三日政令第二一〇号）　抄
（施行期日）
第一条　この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附　則　（平成一八年一月二五日政令第八号）
この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附　則　（平成一八年九月二六日政令第三二〇号）
この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附　則　（平成一九年三月二二日政令第五五号）　抄
（施行期日）
第一条　この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）
第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成一九年八月三日政令第二三五号）　抄
（施行期日）
第一条　この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第四十一条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成二五年一〇月九日政令第二九四号）　抄
（施行期日）
1　この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附　則　（平成二六年一二月二四日政令第四一二号）　抄
（施行期日）
1　この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附　則　（平成二七年一月二一日政令第一一号）　抄
（施行期日）
第一条　この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成二七年一二月一六日政令第四二一号）
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則　（平成二八年二月一七日政令第四三号）　抄
（施行期日）
第一条　この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

Ⅳ．用語解説

か行

○活断層

最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層のこと。（断層：岩体または地層が、剪断破壊により相対的にずれ、食い違いが生じる現象のこと）

○既存耐震不適格建築物

住宅や小規模建築物を含む耐震関係規定に適合しない全ての建築物のこと。

○基本方針

耐震改修促進法の第４条に定められている建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針で、実施に関する基本的な事項、目標の設定、技術上の指針、啓発及び知識の普及、都道府県耐震改修促進計画の策定に関する事項を定めている。

○緊急輸送道路

地震発生直後から発生する緊急輸送を円滑・確実に実施するために必要な道路のことで、兵庫県南部地震以降、全国の都道府県において、「緊急輸送道路ネットワーク計画」を定め、該当路線の耐震対策を重点的に実施している。

○国土強靱化基本計画

国土強靱化基本法第 10 条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの。

○国土強靱化基本法

大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的として定められた法律。

さ行

○災害対策基本法

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として定められた法律。

○地震防災推進会議

住宅や建築物の耐震化促進を目的として国土交通省が会議を設置。会議では、住宅・建築物の耐震化に関する目標の設定、目標達成のため必要となる施策、耐震改修促進法のあり方、国民への啓発・情報提供などの推進、地震保険の活用促進策、などが検討されている。

〇住宅・土地統計調査

わが国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が５年ごとに実施している。

〇所管行政庁

耐震改修促進法第２条第３項に定められているもので、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については、都道府県知事をいう。（県内では、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市が該当する）

＊建築主事とは、自治体の行政機関のひとつで、新しく建てられる建物の敷地、構造、設備が建築基準法その他の法令に適合しているかどうかを審査するところ。

〇新耐震基準

昭和 53 年の宮城沖地震の後、昭和 56 年 6 月建築基準法の改正により新耐震基準が施行された。新耐震基準の考え方は、中規模の地震（震度５強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度６強から震度７程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものである。

た行

〇耐震改修

耐震診断によって、不足している部分を改めること。壁を新たに作ったり、接合部を強くしたりと様々な方法がある。耐震改修を行う場合、建築基準法の特例（緩和）や建築確認手続きの特例、各種の低利融資等を受けるためには、耐震改修促進法第 17 条第 1 項に規定する「耐震改修計画の認定」の申請をして、この法律を所管する「所管行政庁」の認定を受ける必要がある。

〇耐震改修支援センター

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として設立された法人その他営利を目的としない法人であって、国土交通大臣が指定するもの。認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る債務の保証、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供等の業務を行う。（一財）日本建築防災協会が指定済み。

〇耐震改修促進計画

耐震改修促進法において、都道府県は耐震改修促進計画の策定が義務づけられ、市町村においては、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画に基づき、計画の策定に努めるものとされている。計画では、目標を定め、耐震改修等の施策や普及啓発に関する事項等を定めることとされており、特に公共建築物については、耐震診断の実施・結果公表、具体的な耐震化の目標設定、整備プログラム策定等により重点化を図り、着実な耐震性の確保を図るものとされている。

〇耐震改修促進法

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成 7 年 10 月に制定された法律。正規には「建築物の耐震改修の促進に関する法律」という。近年の大地震の頻発や東海地震、東南海･南海地震、首都圏直下型地震の発生の切迫性などから、平成 25 年 11 月 25 日から「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されている。

〇耐震化率

建築基準法の耐震基準を満足している建築物数の割合。耐震基準を満足している建築物は、昭和 56 年以降に建築されたもの、昭和 56 年以前に建築された建築物のうち耐震診断の結果耐震性ありと診断されたもの及び耐震改修を行ったものが計上される。

〇耐震関係規定

地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定のこと。

〇耐震診断

建物について、築年や地盤の情報、壁の位置や屋根の使用などを調査し、地震に対する強さを総合的に検討すること。

〇耐震診断アドバイザー

耐震診断について、適切なアドバイスや情報提供を行う専門家。福岡県では昭和 56 年以前に建築された木造戸建て住宅を対象としてアドバイザーの派遣を行っている。（建築物所有者の派遣費用負担は 3,000 円）

〇耐震不明建築物

昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準によって新築された建築物で、地震に対する安全性が明らかでないもの。ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以後に増築等の工事に着手し、検査済証の交付を受けた建築物は除く。

〇地域防災計画

地域並びに地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的として策定する計画。災害対策基本法第 42 条の規定及び中央防災会議が作成する「防災基本計画」に基づき、地方防災会議が地域にかかる防災に関する事務又は業務について各主体の役割を明確化し、総合的な運営を計画化したもの。

〇中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議。防災基本計画、地域防災計画、非常災害の際の緊急措置に関する計画等の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議や内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申などを主な役割とする。

〇通行障害建築物

地震時の倒壊による道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のこと。

〇特定行政庁

建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については、都道府県知事をいう。（県内では、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市が該当する）

○特定既存耐震不適格建築物

学校、体育館、幼稚園、老人ホーム等多数の者が利用する建築物のうち一定の規模以上もの、危険物を取り扱う建築物、道路を閉塞させる建築物のこと。

は行

○防災拠点建築物

県が定める官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物のこと。

や行

○要安全確認計画記載建築物

地方公共団体が定める防災拠点・特に重要な避難路沿道建築物であって耐震不明建築物であるもの。

○要緊急安全確認大規模建築物

一定規模以上の不特定多数の者が利用する大規模建築物等であって耐震不明建築物であ